

■旭が丘三丁目地区

名 称		旭が丘三丁目地区地区計画			
位 置		清瀬市旭が丘二丁目及び旭が丘三丁目各地内			
面 積		約2.4ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、清瀬駅から北東へ3kmの位置にあり、都市計画マスタープランにおいて、低層住宅として武蔵野らしい住環境を保全した土地利用とすることとしています。</p> <p>また、本地区の周辺には公共施設内の樹木などにより、緑豊かな環境が形成されており、この緑を生かし自然と調和のとれた良好な住環境を誘導することを目標とします。</p>			
	土地利用の方針	<p>良好な居住環境を確保し周辺と均衡のとれた土地利用を図り、公共・公益施設を適切に配置するための土地利用を図ります。</p> <p>住宅地区A:低層戸建て住宅地にふさわしく、周辺と調和のとれた緑豊かな住環境を確保した土地利用を図ります。</p> <p>住宅地区B:柳瀬川通りの沿道については、地区周辺の利便性を考慮し、居住環境に配慮した土地利用を図ります。</p> <p>公益施設地区:既存の保育園、児童施設等としての機能を保持しつつ、地域ニーズの変化にも対応可能な柔軟な土地利用を図ります。</p>			
地区整備計画	名 称	住宅地区A	住宅地区B	公益施設地区	
	面 積	約1.9ha	約0.3ha	約0.2ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3)公衆浴場</p> <p>(4)前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2)公衆浴場</p> <p>(3)前各号の建築物に付属するもの</p>	/
		建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物等の外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(2)自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のもの</p>		
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態、意匠及び色彩については、周辺環境との調和が図られ、地域の美観が確保されるものとする。				

		垣又はさくの構造の制限	<p>(1) 道路に面する部分は、生垣又は緑化したフェンスとし、ブロック塀等は設置してはならない。</p> <p>(2) 基礎又は土留めとして設置するコンクリート又はレンガ等の高さは敷地地盤面から40cm以下とする。ただし、敷地の形状及び構造上やむを得ないものについては、この限りでない。</p>
--	--	-------------	--

旭が丘三丁目地区地区計画



※区域線は概略です。
詳細は窓口にてお問合せください。